

平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定による他、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出することを目的とする。

(交付先)

- 3 この交付金は、厚生労働大臣（以下「大臣」という。）が、都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

- 4 この交付金は、都道府県が平成23年5月2日付職発0502第1号厚生労働省職業安定局長通知の別紙「緊急雇用創出事業実施要領」の第3に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 5 この交付金の交付額は、当該事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額（以下「交付対象事業に要する額」という。）と次により算出した額の合計額（以下「基準額」という。）とを比較していずれか低い方の額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 3県（注1）基本額

$$200 \text{ 億円} \div 3 \text{ 県}$$

- (2) 3県の就業者数（注2）により算出する額

$$200 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該県の就業者数}}{3 \text{ 県の就業者数}}$$

(3) 2 県（注 3）基本額
30 億円 ÷ 2 県

(4) 2 県の就業者数（注 4）により算出する額
30 億円 × $\frac{\text{当該県の就業者数}}{\text{2 県の就業者数}}$

(5) 15 都道県の避難者数（注 5）を踏まえた以下の式により算出する額を基準に、
緊急性・必要性を踏まえて調整した額
40 億円 × $\frac{\text{当該都道県の避難者数}}{\text{15 都道県の避難者数}}$

（注 1）災害救助法が全地域に適用されている岩手県、宮城県及び福島県とする。

（注 2）就業者数は、総務省の「平成 17 年国勢調査」における就業者数（総数）とする。

（注 3）沿岸部の被害が大きい青森県及び茨城県とする。

（注 4）就業者数は、総務省の「平成 17 年国勢調査」における臨海部で災害救助法が適用されている市町村の就業者数（総数）とする。

（注 5）15 都道県の避難者数は、警察庁の「平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」における 3 県の避難者を受け入れている北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の避難者数とする（平成 23 年 4 月 24 日時点）。

（申請手続）

6 この交付金の申請は、交付申請書（様式第 1 号）を別途定める日までに大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

7 この交付金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、変更交付申請書（様式第 2 号）を別途定める日までに大臣に提出して行うものとする。

（交付の決定までの標準的期間及び通知）

8 大臣は、交付申請書（変更交付申請書を含む。）が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行い、交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（交付の条件）

9 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行及び支出状況について大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、大臣に提出しなければならない。
- (4) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 基金を解散する場合は、解散するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (6) 都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（実績報告）

- 10 この交付金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日（9の(1)により交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第5号）を大臣に提出して行わなければならない。

（その他）

- 11 特別の事情により、5、6、7及び10に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 12 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を施すものとする。